

益田鹿足雇用推進協議会規約

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は、益田鹿足雇用推進協議会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は会長の所在地内におく。

第二章 目 的 及 び 事 業

- 第 3 条 本会は、益田公共職業安定所と緊密な連携のもとに、雇用に関する諸対策の推進に努めるとともに地域内労務対策の強化促進を図ることによって、地域内産業の興隆に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 職業安定施策の適正な運営に関する事項
 - (2) 労務の確保対策ならびに職場適応対策に関する事項
 - (3) 地域企業の紹介ならびに宣伝に関する事項
 - (4) その他本会の目的達成のために必要な事項

第三章 構 成

- 第 5 条 本会は、益田公共職業安定所管内の市町ならびに、教育機関および産業団体、事業主等をもって構成する。
- 第 6 条 会員の入会又は脱退については総会の承認を要する。

第四章 役 員 お よ び 幹 事

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1 名
 - 副会長 3 名
 - 監事 1 名

- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
監事は会計を監視する。
- 第 9 条 役員は總會において選出する。
- 第 10 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 11 条 本会に幹事をおく。
幹事は会長がこれを任命する。
- 第 12 条 幹事は本会の目的達成のために必要な事業を立案し、その推進にあたる。

第五章 顧問および参与

- 第 13 条 本会に顧問および参与をおくことができる。
- 第 14 条 顧問および参与は諸會議に参画して意見をのべることができる。
- 第 15 条 顧問は本会の運営と特に密接な関係にある行政機關の長等の中からまた参与は学識経験のある者の中から会長がこれを委嘱する。

第六章 會議

- 第 16 条 本会に次の會議を設ける。
- (1) 總會
 - (2) 幹事會
- 第 17 条 總會は毎年一回以上会長が招集し、次のことを議決する。
- (1) 役員を選出
 - (2) 事業計画の決定
 - (3) 予算の議決および決算の承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) 会員の加入および脱退の承認

(6) その他特に必要な事項

第 18 条 総会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは会長がこれを決する。

第 19 条 幹事長および副幹事長は役員の中から、また構成員は会員の中から会長が指名する。

第 20 条 幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。

幹事長が必要と認めたときは構成員以外の出席を求めて意見をきくことができる。

第 21 条 幹事会は必要に応じて会長または幹事長が招集し、次のことを協議する。

(1) 総会に議すべき事項

(2) 総会運営の基本的事項

(3) 総会で議決された事項の処理

(4) その他緊急に処理すべき事項

第七章 会 計

第 22 条 本会の経費は関係市町等の負担金および会員から会費ならびに特別負担金、その他の寄附金をもってこれにあてる。

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

附 則

第 1 条 この規約は、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条 この規約は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条 この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

第 1 条 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。